

新型コロナウイルス感染症対策

中小企業・個人事業者支援金（第2弾）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業・個人事業者に対し、事業全般に広く使える支援金（中小企業10万円・個人事業者5万円）を支給します。

※下記①補助対象者、または、3ページ目の「給付要件確認フロー」をご確認いただき、該当する中小企業・個人事業者につきましては、申請してください。

| | |
|---|---|
| <p>① 給付対象者</p> <p>* 3ページ目の「給付要件確認フロー」参照</p> | <p>(1) 町内に事業所を有する中小企業・個人事業者 <u>(注)</u> であること</p> <p>(2) 町内で <u>令和3年3月末日以前に開業</u> していること</p> <p>(3) 国の「<u>月次支援金</u>」を、<u>一度も受給していない</u>こと（令和3年4月～9月分）</p> <p>(4) 神奈川県「<u>酒類販売事業者支援給付金</u>」を、<u>一度も受給していない</u>こと（令和3年4月～9月分）</p> <p>(5) 飲食店等を対象とした神奈川県の「<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾～第14弾・令和3年4月～9月分）</u>」を、<u>一度も受給していない</u>こと</p> <p>(6) 他都道府県や市区町村が実施している（3）～（5）と同様の支援金等を、<u>一度も受給していない</u>こと</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>令和3年4月から9月のうち、いずれかひと月の売上減少率が、前年、または、前々年同月比で30%以上50%未満</u>であること</p> <p>* 創業間もないなど、前年・前々年と比較ができない場合は、<u>令和3年4月から9月のうち、いずれかひと月と創業後のひと月（売上額が最も高い月）との売上を比較し、減少率が30%以上50%未満</u>であること</p> <p>(8) 町暴力団排除条例に定める暴力団経営支配法人等、暴力団員及び暴力団員等でないこと</p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する場合は対象外となります</u></p> <ul style="list-style-type: none">●不正受給や時間短縮・休業要請に応じないなどの理由で、上記（3）～（6）の支援金等が不給付、または、申請対象外となった事業者●上記（3）～（6）の給付対象に該当するが、申請をしていない事業者●上記（7）により計算した各月の売上減少率がひと月でも50%以上となる場合 <p><u>(注)</u> ・中小企業とは、中小企業基本法に規定する企業 * 詳細は2ページ目下段の表を参照</p> <p>・個人事業者とは、株式会社等の法人を設立せずに自ら営業や事業を行い、事業収入を得ている個人事業主（個人で営む飲食・小売店、フリーランス、営業や農業など事業収入のある方等）</p> |
| <p>② 給付金額</p> | <p>中小企業 10万円・個人事業者 5万円</p> <p>（申請後審査のうえ、順次、指定口座へ振り込みます）</p> |

| | |
|------------|---|
| ③ 申請方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記④欄に記載の「<u>申請に必要な書類</u>」を郵送により提出してください (新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、<u>原則、郵送での提出にご協力ください</u>) 【郵送先】〒243-0392 愛川町角田251-1 愛川町役場商工観光課 * 郵送提出が困難な場合は、⑥の「問合せ先」へご連絡ください |
| ④ 申請に必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付申請書 (町HPからダウンロード、または、問合せのうえ郵送で入手) ⇒ 国・県支援金の該当有無等を審査するため、<u>本年・前年・前々年の4月から9月までの売上額全てを記載していただきます</u> ・ <u>令和3年4月から9月までの売上額全てがわかる売上台帳等の写し</u> (任意様式) ・ <u>前年と前々年の4月から9月までの売上額全てがわかる確定申告書等の写し</u> ⇒ 法人・青色申告者は、確定申告書の1枚目と4月～9月の売上がわかるページ ⇒ 白色申告者等は、確定申告書の1枚目と4月～9月の売帳等 (任意様式) ・ 法人や本人が確認できる書類の写し ⇒ 法人は登記事項証明書、個人は運転免許証や保険証など氏名や住所が確認できるもの ・ 申請者名義の通帳の写し (振込先の確認に使用) ⇒ <u>法人の場合は法人名義の口座、個人の場合は個人事業者本人名義の口座に限る</u> |
| ⑤ 申請期限 | 令和3年11月8日 (月) から令和4年2月28日 (月) まで |
| ⑥ 問合せ先等 | <p>愛川町役場 商工観光課 (本庁舎4階) 〒243-0392 愛川町角田251-1 TEL: 046-285-2111 内線: 3524 8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始を除く) HP: https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/ Mail: syoko@town.aikawa.kanagawa.jp</p> |

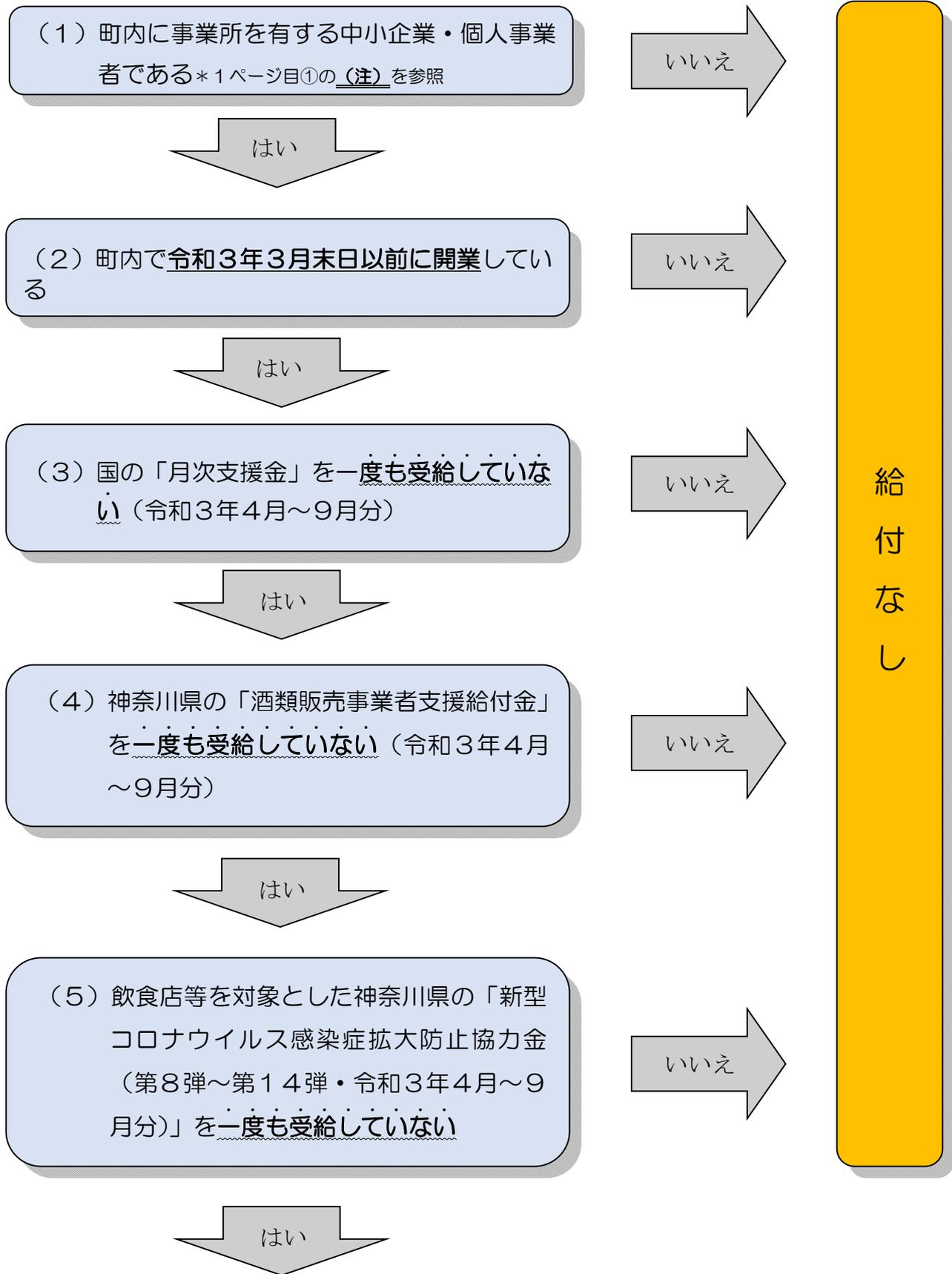
【参考】中小企業の要件 (中小企業基本法)

| 業 種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | |
|-------------------------------------|--------------------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、 運輸業、その他の業種 (②～④を除く) | 3億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

愛川町 HP



◆給付要件確認フロー



次のページへ

(6)他都道府県や市区町村が実施している(3)～(5)と同様の支援金等を一度も受給していない

いいえ

はい

(7)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から9月のうち、いずれかひと月の売上減少率が、前年、または、前々年同月比で30%以上50%未満である

いいえ

*創業間もないなど前年・前々年と比較ができない場合は、令和3年4月から9月のうち、いずれかひと月と創業後のひと月(売上額が最も高い月)との売上を比較し、減少率が、30%以上50%未満である

はい

(8)町暴力団排除条例に定める暴力団経営支配法人等、暴力団員及び暴力団員等でない

いいえ

はい

(9)次のいずれにも該当しない

いいえ

- 不正受給や時間短縮・休業要請に応じないなどの理由で、上記(3)～(6)の支援金等が不給付、または、申請対象外となった
- 上記(3)～(6)の給付対象に該当するが、申請をしていない
- 上記(7)により計算した各月の売上減少率がひと月でも50%以上となる場合

はい

給付あり

給付なし